

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

An Analysis of the Negotiation on Agriculture in Doha Development Agenda (3)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-03-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 千葉, 典, CHIBA, Tsukasa メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/1895

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



許容可能な下限として170億ドルを提示していたとされるが、削減率が低い方の66%の場合であっても米国の OTDS を試算すると164億ドルとなり、同国に対してさらなる妥協を求める案だからである。

総合 AMS の削減率についてもブラケットのついた数値ではあるが、モダリティ案では一定の幅が示されていたのに比べて単一の削減率を提示しており、交渉担当者に決断を求める内容と言ってよい。他方、品目別 AMS については、2002年農業法によって一部の支持がとくに拡大した米国に配慮して、同国に対してのみ、やや柔軟な措置を許容している。デミニミスについては、ブラケットつきながら削減幅を50%か60%かの二者択一としており、青の政策の上限については「基準期間の農業総生産の平均の2.5%」と明示して、モダリティ案でついていたブラケットを外している。

輸出競争については、輸出補助金について2006年6月のモダリティ案から一歩進み、2007年4月の「議長ペーパー」で示された案、すなわち2010年までの2年間で支出額を半減させ、さらに2013年末までに撤廃することが案として固まった。ただし、約束期間中における対象数量の削減方法については、ブラケットによって選択の余地を残している。輸出信用については、輸出補助金と同等の効果を生じさせない規律が整えられた一方で、種子および繁殖家畜については例外とすることとなった。輸出国家貿易では、撤廃対象となるか否かが決まっていない独占権の使用が仮に認められる場合でも、規律の迂回とならないよう確保することが唱われており、実質的な禁止と言ってよく、オーストラリアやカナダ等、小麦ボードなどの国家貿易企業を運営している輸出国にとって厳しい内容となっている。また、食料援助については、一般的規律がほぼ固まり、緊急食料援助のためのセーフボックスについても政府間機関や NGO 等を判断基準に含めるか否かという論点を除き、詳細な要件が規定されるに至った。

市場アクセス分野に目を向けると、2006年6月のモダリティ案では4階層方式による関税削減の階層設定が流動的であったが、今回の議長テキストでは20%、50%、75%を階層間の区切りとする案が明示された。ただし、各階層の削減率については、ブラケット書きで相当の幅をもたせた記述となっており、以後の交渉課題として残されていたことがわかる。

さらに、関税削減方式が固まりつつあったことを受けて、重要品目 (Sensitive Products) の数とその取扱いが交渉課題の重要な焦点として浮上してきた。まず品目数の上限については、タリフラインの4%と6%の選択肢がブラケットで示され、技術的にこの上限を遵守することが難しい場合等について、6%と8%の選択肢が準備されている。重要品目の上限8%はかねてからの EU の主張に沿った案であり、スイス、ノルウェー、日本等の G10諸国が要

求していた柔軟性のある関税削減の場合で10%とする案は、今回の議長テキストの段階で排除された格好となった。

重要品目の取扱いについては、通常の階層方式による関税削減率に対して3分の1または3分の2の削減幅とすることを許容しているが、代償措置として関税削減幅が小さいほど関税割当（TRQ: Tariff Rate Quota）の拡大幅をより多くすることとし、その数値についても2通りの可能性を示している。また、拡大調整措置として、技術的困難等により重要品目数をより多く設定した場合、関税割当拡大幅をさらに0.5%上乘せすること、および削減後の関税率が100%を超えるタリフラインが有税のタリフラインの5%を超える場合は、全体平均の関税割当拡大幅をさらに上乘せすることが盛り込まれているが、その数値は示されていない。逆に、枠外輸入量が一定の水準を超えていたりそれを超えて増えたりした場合には、関税割当拡大幅を縮減調整できる措置も設定されている。

市場アクセスに関するその他の事項としては、特別セーフガード（SSG: Special Safeguards）について実施期間の初めに対象品目を半減し、その後毎年同率で削減するか、先進国について重要品目の数と同数の品目について維持できることとするかの選択肢が示されている。対象品目の削減という方向性は明確だが、制度の撤廃か維持かについては固まっていないことがわかる。また、途上国に対する特別かつ異なる取扱いに関しては、特別品目（SP: Special Products）と途上国向け特別セーフガード（SSM: Special Safeguard Mechanism）ともに、明確なテキストにするほどには議論が十分に成熟していないとの判断が示されており、議論の方向性のみが示されるにとどまっている。

以上の3分野に加えて、現行の農業協定では欠落している輸出禁止および制限についての規定が盛り込まれている点は、G10諸国や食料輸入開発途上国の要求を反映した内容と見ることができる。ただし、確定的に示されているのは輸出禁止または制限を実施する場合の正当な理由の通報義務のみであり、その撤廃や期間の設定についての表現はすべてブラケットに入れられて未確定事項となっている。

議長テキストの発出を受けて、7月24日には非公式農業特別会合が開催された。各国とも、議長テキストを今後の議論の土台として受け入れる姿勢を示しつつ、個別的な論点の指摘を行った。とくに米国、ブラジル、オーストラリア、インド、タイ、アルゼンチンは、上限関税に関する記述がないことに言及したものの、詳細は9月の議論を待つとして概略的なコメントにとどまり、実質的な議論は行われなかった。ファルコナー議長からは、9月3日より集中的な議論を2週間行い、その後も「期限を設けず必要なだけ時間をかけて議論する」

との意向が示された。25日の NAMA 交渉会合を挟んで、7月26日には貿易交渉委員会 (TNC: Trade Negotiations Committee) が開催され、冒頭にラミー事務局長から、各交渉議長の下での多国間交渉プロセスが進展の鍵となる、9月以降はすべての交渉分野で同等のレベルの進展が必要、との発言があった。次いで各交渉議長が現状報告を行った後、各国の意見が述べられ、農業交渉議長テキストについては、個別の論点では問題があるものの議論の土台、出発点として受け入れるとともに、9月以降の交渉において農業、NAMA 各テキストの修正を求めていく姿勢が示されたが、NAMA テキストについては多くの開発途上国が不満を表明したと伝えられる。翌7月27日の WTO 一般理事会では、ラミー事務局長より前日の貿易交渉委員会における冒頭発言のポイントが紹介されたのみで、各国からの特段の発言はみられなかった⁸⁾。

3. 農業交渉議長テキストの改訂 (2007年9月～2008年4月)

2007年9月から交渉が再開され、2008年1月までの間に議長案に基づく集中的・専門的議論が行われたとされているが、この期間の交渉に関する情報はきわめて限られており、どのような議論が展開されたのかを探ることは困難と言わざるを得ない。しかし、9月から10月にかけて精力的に行われた交渉の到達点は、11月以降に公表された作業文書に示されている⁹⁾。まず輸出信用の分野で、11月6日に輸出信用・信用保証または輸出保険、輸出国家貿易企業、国際食料援助に関する3つの文書が、次いで12日には輸出信用全般に関する主要条項を示した文書が、それぞれ発出された。また12月8日には、OTDSの階層方式、総合AMSの階層方式、デミニミス、青の政策をそれぞれ対象とした、国内支持に関する4つの文書がまとめて発出され、明けて2008年1月4日には、関税削減の階層方式、重要品目、関税割当、特別セーフガード、特別品目など、市場アクセスに関する8つの文書が発出された。

他方、1月26日にはダボス会議の機会をとらえてスイス主催の WTO 非公式閣僚会議が開催され、ラミー事務局長をはじめ、米国、EU、カナダ、日本、オーストラリア、ブラジル、インド、中国、南アフリカ、韓国、コロンビア、ペルー、パキスタン、レソトの各国代表が出席した。会合での議論を受け、議長とりまとめとしてスイスのロイタード経済大臣は、各国が交渉の年内妥結に

8 農林水産省「ジュネーブにおける7月23日の週の WTO 交渉各種会合の概要」2007年7月 (http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w_03_special_meeting/pdf/moda_h190723.pdf 2014年9月11日確認)

9 WTO “Chairperson's working documents November 2007 - January 2008” (http://www.wto.org/english/tratop_e/agric_e/chare_workdoc_nov07_e.htm 2014年9月12日確認)

強くコミットしていること、3月下旬にモダリティ合意のための閣僚会合開催を目指すこと、多くの国から農業・NAMA以外の分野の準備も必要との発言があったことを指摘した¹⁰⁾。

2月8日、ファルコナー農業交渉議長は、2007年7月に発出した議長テキストの改訂版を提示した¹¹⁾。この改訂は前年9月以来行われてきた技術的な議論の結果等を反映しており、議長テキストで「明確なテキストにするほどには十分に成熟して」いない、等の表現にとどまっていた多くの部分も含めて、全体的にモダリティの形式が整えられている。とくに注目されるのは、途上国向けSSM、特別品目（SP）等、従来は詳細な提案がなされていなかった途上国の関心事項についても、モダリティとしての文案がひとまず示されたことである。なかでも、タリフエスカレーション、熱帯産品、特惠浸食については、附属書で例示リストが提示されるなど、具体的な内容を整えた文書となっている。また一次産品については、すでに2007年7月の議長テキストの段階で、政府間商品協定を含め農業一次産品の輸出価格を安定化させるための共同行動の可能性について書き込まれていたが、改訂版ではこれに加えて1994年のガット第38条の見直しにまで言及しており、開発途上国側の要求を受け入れつつ作成された文書であることがうかがえる。

一方、交渉の中心となってきた主要3分野のおもな数字については、農林水産省によれば「原案と同じ幅のある提案が維持され、今後の議論に決着が委ねられている」¹²⁾と評価されているが、その詳細な表現等には微妙な変更が加えられており、モダリティに向けて「半歩前進」した内容と考えることもできる。以下、分野ごとに変更点を指摘しておきたい。

国内支持における総合AMSの削減は、議長テキストで150億ドルと400億ドルとを分岐点とする3階層方式とすることとなっていたが、固まっていなかった削減率のブラケットが外され、400億ドル超（EU）が70%、150億ドル超400億ドル以下（米国と日本）が60%、150億ドル以下（その他の先進国）が45%となることが、明らかに示された。また、開発途上国のS&Dについて、削減率を先進国の3分の2とすること、削減期間を先進国の5年間に対して8年間とすることは議長テキストと同様であるが、新規加盟国（RAMs: Recently Acceded Members）についての規定が追加され、削減を求められないケースが

10 農林水産省「WTO 非公式閣僚会合の結果概要」2008年1月（http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w_02_schedule/pdf/h200126_hikousiki.pdf 2014年9月18日確認）

11 WTO “Revised draft modality for Agriculture,” TN/AG/W/4/Rev.1, 8 February 2008, (http://www.wto.org/english/tratop_e/agric_e/agchairtxt_feb08_e.htm 2014年9月19日確認）

12 農林水産省「農業交渉議長改訂テキストについて」2008年2月（http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w_02_schedule/pdf/h200208_text.pdf 2014年9月18日確認）

詳細に規定されている¹³⁾。

市場アクセスについては、まず関税削減にあたって先進国の最低平均削減率が新設され、54%という目標値がブラケットで示されている。また、4階層方式の削減による平均削減率が目標値より小さくなる場合には、全階層で比例的に追加的な努力を行い、目標値を達成することが求められる。

例外的扱いとなる重要品目の取扱いは、関税削減率を3分の2とするか3分の1とするかの二者択一に、2分の1とする選択肢が加わった。この場合の関税割当拡大幅は、国内消費量の3.5%と5.5%の2つがブラケットで示されている。より多くの重要品目を指定した場合の拡大調整措置については、議長テキストでは関税割当拡大幅は原則の数値+0.5%がブラケットで示されていたが、改訂版では+1%とする選択肢が併記され、該当する加盟国には厳しい条件となる可能性が加わった。また、さらなる拡大が求められるケースについて、議長テキストでは削減後の関税率が100%超のタリフラインが「有税のタリフラインの5%」とされていたのに対して、改訂版では「[有税] タリフラインの4%」の場合「すべての重要品目について」関税割当拡大を適用するとされており、有税のタリフラインが多い加盟国にとっては、関税割当拡大の範囲がより広くなる可能性を含んだ案となっている。

輸出競争の分野での変更は、食料援助に集中している。まず、緊急食料援助のためのセーフボックスの条件として、緊急アピールが認められる団体のうち、「地域的・国際的政府間機関、およびこれらの機関と協力して活動する非政府の人道団体」に議長テキストでは付されていたブラケットが外され、その範囲が広く認められることとなった。また、非緊急事態における食料援助の規律については、議長テキストの「商業代替につながる限りにおいて相殺措置の対象となる」という禁止的な表現が削除され、全体として遵守すべき基準を詳細に列挙した規定となった。

最後に、輸出禁止または制限について、議長テキストでは実施期間開始後1年以内の撤廃原則および輸入国との合意により18ヵ月以内で設定可能とする例外規定にブラケットが付されていたが、これが外され実質的な撤廃が明確化された。この点は食料輸入国にとって有利な内容であるとともに、ウルグアイラウンド農業合意における食料輸出国と食料輸入国との義務の非対称性を補う意

13 もっとも新しいRAMs（サウジアラビア、マケドニア、ベトナム）については総合AMSの最終水準の約束が、小規模低所得移行経済RAMs（アルバニア、アルメニア、グルジア、キルギス、モルドバ）については最終約束水準の削減約束が、それぞれ免除される。これらの諸国は、基礎OTDSとデミニミスについても削減を求められない。当初の議長テキストでは、国内支持分野でRAMsに関する記述がなく、国境措置分野における約束の免除に限られており、小規模低所得移行経済RAMsに関する言及もなかった。

味で、合理的な変更案と評価できよう。

ラミー事務局長は、2月8日の農業議長テキスト改訂版とNAMA議長テキスト改訂版を歓迎し、「両議長は今や包括的なテキストを生み出した。これらの文書は、昨年7月以来すべてのWTO加盟151カ国が関与した、集中的交渉によって生み出された前進を反映している¹⁴⁾と評価した。議長テキスト改訂版の検討作業は、「ルームE」と呼ばれる36ないし37カ国会合によって進められ、その結果を踏まえて3月10日と14日には非公式農業会合が開かれ、協議の進捗状況が評価されるとともに、各国のコメントが述べられた¹⁵⁾。非公式農業会合は4月15日から18日にかけても開催されたが、重要品目、熱帯産品および長期特惠について、各国からさらなる検討のために時間が必要との要請があり、ファルコナー議長は4月30日に会合を開いて協議の結果を聴取することを提案した¹⁶⁾。しかし再度の延期要請があったため、非公式農業会合の開催は翌月までずれこみ、5月9日の会合において、ファルコナー議長は5月12日の週の終わりが翌週の初めに議長テキストの再改訂版を配布する意向を表明した¹⁷⁾。

4. 農業交渉議長テキストの再改訂（2008年5月～6月）

議長テキストの再改訂版（2訂版）が発出されたのは、5月19日であった¹⁸⁾。その特徴は、①主要3分野の主要な数値については基本的に前回と同じ幅が維持されているものの、極力ブラケットが外されモダリティ案としてより完成に近づいたこと、②開発途上国の関心事項については、引き続きブラケットや選択肢が残されており、議論の収斂には未だにかなりの距離があること、以上の2点を指摘することができる。

第1の点から検討しよう。もっとも注目すべきは、市場アクセス分野である。関税率削減の4階層方式で、下位3階層の削減率に付されていたブラケットが外され、2月の改訂版で示された数字がほぼ固まった。ただし、関税率（最終譲許税率または従価税換算値）が75%超の最上位階層については、なお66%と73%の2つの削減率が、ブラケット書きで併記されている。開発途上国の最高

14 WTO “Lamy welcomes revised agriculture and NAMA negotiating texts” (http://www.wto.org/english/news_e/pres08_e/pr513_e.htm 2014年9月19日確認)

15 WTO “Chair signals major push in farm talks by the end of month” (http://www.wto.org/english/news_e/news08_e/agric_14march08_e.htm 2014年9月19日確認)

16 WTO “Farm talks negotiators ask chair for more time” (http://www.wto.org/english/news_e/news08_e/agric_15april08_e.htm 2014年9月19日確認)

17 WTO “Farm talk’s chair to revise draft in coming days” (http://www.wto.org/english/news_e/news08_e/agric_9may08_e.htm 2014年9月19日確認)

18 WTO “Revised draft modality for Agriculture,” TN/AG/W/4/Rev.2, 19 May 2008 (http://www.wto.org/english/tratop_e/agric_e/agchairtxt_1aug07_e.htm 2013年9月19日確認)

平均削減率についてもブラケットが外され、重要品目の取扱いを含めて36%とすることが明記されるとともに、新規加盟国（RAMs）で階層方式適用の場合の削減率縮小についても、ブラケット書きで一律7.5%とされていたところ、上位2階層については10%、下位2階層については5%と2つのケースに分け、ブラケットを外している。

重要品目の指定の項では基本的に変更がなく、タリフラインの4%と6%がブラケットの中に併記されている。しかし、実質的な内容に変更はないものの、関税割当の拡大調整措置について「さらに2%の品目を重要品目に指定する」場合「さらに国内消費量の0.5%の拡大」を義務づけるといった表現をとることによって、ブラケットによる記述を回避しており、縮減調整措置についても同様の工夫がみられる。なお、先進国について関税率100%超のタリフラインが全体の4%以上となる場合の関税割当拡大については、2月の改訂版では数値が入っていなかったが、今回の再改訂版では国内消費量の0.5%のさらなる拡大が、ブラケットなしで記載された。また、関税割当拡大の初回の実施方法について、改訂版では「国内消費量の最低1%」とされていたが、再改訂版では「追加される国内消費量の合計の最低3分の1」とされており、拡大部分に比例する形に改められている。

国境措置に関するその他の要素としては、まずタリフエスカレーションの部分で、すべてのブラケットが外された。一次産品についても、実施期間終了時に関税削減等の諸措置にもかかわらずタリフエスカレーションの悪影響が排除されない場合に関して、表現を変更することによってブラケットによる記述が一掃された。しかし、関税簡素化については、すべての品目の譲許関税について単純な従価税とする規定が全文ブラケットの中に残っており、関税割当の枠内譲許税率削減の方法をめぐることは、ブラケットこそないものの2つの削減方法が両論併記されている。さらに、特別セーフガード（SSG）に関しては、先進国が「適用可能なタリフラインの数を譲許されるタリフラインの1.5%まで廃止／削減する」、途上国は「SSGの範囲はタリフラインの3%以内に削減することとし、」との表現にブラケットが付されており、議論が収斂していないことをうかがうことができる。

国内支持分野については、2月の改訂版から内容的に大きな変更はみられない。基礎 OTDS の3階層削減方式における削減幅の数値は、すべての階層で2つの選択肢がブラケットに入ったままである。先進国の総合 AMS 削減では、実施方法について上位2階層に属する加盟国（EU、米国、日本）は「実施の初日に25%の削減を実施」とされ、改訂版で数字に付されていたブラケットが外された。品目別 AMS の上限に関しては、米国に対する特例として1995年か

ら2000年の品目別 AMS の平均を按分する際に用いる品目別実績の基準年案として、「1995－2004年」がブラケットの中に残っている。またデミニミスについても、削減時期を実施期間の当初とするのか5年間等量とするのか、最低削減率を50%とするのか60%とするのかについて、ブラケットが付されたままとなっている。

青の政策に関する記述で本文中に唯一ブラケットが残っているのは、米国の品目別上限の引き上げであり、青の政策全体の上限、すなわち基準期間（1995年～2000年）の農業総生産額平均の2.5%を、2002年米国農業法で定められた品目別の最大支出額の比率で按分した値の、110%とするか120%とするかという選択肢のみである。この点に関しては改訂版で白紙だった附属書 A に、再改訂版では米国の品目別青の政策の上限が詳細に書き込まれ、双方の選択肢における品目別上限の数値とその計算根拠が具体的に示されている。ブラケットが削除されたのは、まず青の政策が貿易歪曲的国内支持において例外的に大きな割合（40%）を占める加盟国の場合で、一般原則と異なり青の政策の上限が基準期間の平均より少なく制限されるが、その即時実施が難しい場合の実施期間として、改訂版で示されていた数字（2年）に付されていたブラケットが外された。また改訂版ではブラケット書きで、加盟国の特定年における青の政策全体が譲許上限を超える場合と、全体は超えないが品目別の青の政策が超える場合について、譲許上限を超過する額だけではなく当該支持全体を総合 AMS の計算に含まれるよう求める記述が存在していたが、いずれもパラグラフ全体が削除されている。

輸出競争について、本文中に残されたブラケットは輸出補助の対象数量に関する記述1カ所のみであり、約束水準から各年等量でゼロまで削減するか、当時の実行水準または約束水準から20%削減した水準のいずれか低い方で拡大を禁止するかの二者択一である。輸出補助金は最終的に撤廃されることになっているものの、この2案はかなり隔たっており、後者は均等削減を避けたい食料輸出先進国の主張を反映した内容と考えられる。その他の主要な項目は附属書として独立しているが、やはりブラケット書き部分は最小限にとどめられている。輸出信用、輸出信用保証または輸出信用保険に関する附属書 J では、自己資金調達に関して保険料が不足する場合のプログラムの周期について「4－5年」と記載されているが、ここに唯一のブラケットが残っている。農産品輸出国家貿易企業に関する附属書 K では、パラグラフ 3. (a) で列挙された撤廃の対象のひとつ (iv) の「2013年後における農産品輸出国家貿易企業に対する輸出独占権の行使」がブラケット書きとなっており、輸出国家貿易企業を擁する諸国の抵抗が強いことが推察される。他方、開発途上国の国家貿易企業につい

ては一定の条件下で国家貿易企業の独占権が認められ、その記述に含まれる「3 (a) (iv)の規定にかかわらず、」という表現に付されていたブラケットが外された。国際食料援助に関する附属書Lで唯一残された問題は、非緊急事態における食料援助の規律における現物食糧援助の現金化である。これについては禁止と許容とが両論併記されているが、「禁止される」はブラケット書きとなっており、また許容される場合でも詳細な条件が付され、条件のすべてがブラケットの中に置かれている。この点は再改訂版による変更が行われておらず、食料援助が国際農産物市場に与える影響を抑止すべきとの原則論と、その処理について柔軟性を確保したい食料援助受入国との利害対立が続いていると考えられる。

主要3分野の内容がかなりの程度まで熟してきているのに対して、開発途上国の関心事項については、相変わらず未確定の内容が数多く含まれていた。そのほとんどは、開発途上国に対するS&Dに集中している。まず特別品目(SP)について、自己指定できるタリフラインの最小値は8%で固まっているが、最大値を設定するか否か、設定する場合の水準はどうするかが未確定であり、ブラケット書きで最大20%が示されている。また、このうちの40%を削減率ゼロとするか、いかなるタリフラインも削減率ゼロとはできないとするかも、両論併記でブラケットが付されている。

途上国向けSSMは、原則としてすべてのタリフラインで発動することができるが、ある12カ月間で同時に発動できる品目(HSコード6桁レベル)数の上限は、3~8品目の幅がブラケットの中に記載されている。また、数量ベースのSSMにおけるトリガー(発動要件)およびレメディ(追加関税・税率)の設定方法について、2つの詳細な選択肢が併記されている。価格ベースのSSMについては、トリガー価格の水準の数値(直近3年間における月平均価格の70%)、レメディとしての追加関税の水準の上限(輸入価格とトリガー価格の差の50%)、およびレメディの上限をDDA以前の譲許税率に設定するか否かが、ブラケット書きとなっている。一方、改訂版では数量ベースSSMの維持期間について「措置の最初の発動から最大12ヵ月」との表現がブラケットに入っていたが、これが外された。また、数量ベースSSMの発動はいかなる品目も最大2期間までとし、この場合はさらなる2期間が経過するまで再発動できないとの規定が加筆されている。なお、改訂版に存在したSSMの有効期間に関する記述では、DDAの実施期間に限る案とDDAの実施期間の失効後も含む案が併記され、後者のみブラケット書きであったが、パラグラフ全体が削除された。

熱帯産品および麻薬代替品の自由化については、幅広い範囲で細部が異なる

2通りのモダリティが併記されている。長期特惠および特惠浸食についても、附属書Hに掲げられた品目の取扱いについて2つの選択肢が示されているが、これによって改訂版で存在していたブラケット書きが再改訂版では一掃された。上記の変更は、文書の上で対立点を目立たなくする効果を持つものの、議論はいまだ収斂していないことを物語るといえよう。また、後発開発途上国に関しては「改訂されたNAMA文書における規定は、ここでも適用される」として、NAMA文書に依存しつつ記述をカットする処理が施されている。

以上の分析より、5月に発出された再改訂版テキストからは、主要3分野の議論は熟しつつあったが、国境措置における関税率最上位階層の削減率、重要品目の数、関税簡素化の方法、関税割当の枠内上許税率削減方法、特別セーフガード等の事項について、議論が残されていることがうかがえる。国内支持では基礎OTDSの削減率がいまだ収斂せず、品目別AMS削減と青の政策の上限設定については米国の対応が鍵となっていたことがわかる。また、輸出競争については、国家貿易企業を擁する諸国の抵抗が続いていたと考えられる。しかしながら、それでも再改訂版はモダリティ形成に向けてかなり前進した文書であるとの評価が可能であろう。翻って開発途上国の関心事項に目を向けると、とくに途上国向けSSMについては未確定の内容が数多く残されており、その他の項目についても両論併記が多くみられ、議論の収斂にはまだ距離があったことが推察される。

5月26日には、非公式農業全体会合が開かれ、議長テキスト再改訂版を踏まえた論点明確化と各国の主張の相違点を整理する姿勢が示された¹⁹⁾。6月5日には在フランスオーストラリア大使館でWTO非公式閣僚会合が開催され、今後の交渉プロセスを中心に議論が行われた結果、次の数週間が非常に重要であること、NAMAなど他の分野でも高級事務レベルによる集中作業が必要であること、各閣僚はこれに十分関与しつつ閣僚会合の準備を進めることが確認された²⁰⁾。6月27日には、非公式貿易交渉委員会の席上でラミー事務局長が、7月21日からの週に予定されているWTO閣僚会合を建設的なものとするため、「今後数週間の最大限の努力」を促した²¹⁾。7月7日から9日まで開催された北海道洞爺湖サミットでは、最終日に発表された首脳宣言において「WTOドーハ・ラウンドが成功裡に妥結することは、経済成長及び開発に決定的に重要で

19 WTO “Chair reports ‘incremental progress’ as farm talks continues” (http://www.wto.org/english/news_e/news08_e/agric_3june08_e.htm 2014年9月20日確認)

20 農林水産省 「WTO、OECD 関係会合の結果概要」 2008年6月 (http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w_02_schedule/pdf/h200603_daizin_betu2.pdf 2014年9月18日確認)

21 WTO “Lamy urges ‘maximum effort’ for July meeting of ministers” (http://www.wto.org/english/news_e/news08_e/tnc_dg_stat_june08_e.htm 2014年9月20日確認)

ある」との認識が示され、「交渉が決定的に重要な段階にあることにかんがみ、我々は、喫緊の課題として交渉妥結に向け取り組む決意を改めて表明」した²²⁾。そして翌日の7月10日、農業交渉議長テキストの3回目の改訂版（3訂版）が発出されたのである²³⁾。

5. 農業交渉議長テキスト3訂版とWTO閣僚会合（2008年7月）

第2表は、議長テキスト3訂版の概要を、2007年7月の議長テキスト（以下オリジナル版）と対比できるようにまとめたものである。両者の主要な相違点、すなわちこの1年間にわたる交渉の成果としてみられる前進が、網掛けによって示されている。また、直近の2008年5月の再改訂版からの変更点には、下線が付されている。

国内支持分野における最大の前進は、総合AMS削減の3階層方式において、削減率が固まったことであろう。また、デミニミスの削減率も今回の改訂でブラケットが外され「期首から少なくとも50%削減」と、より厳しい規律の数字が選択された。いまひとつの目立った前進は、OTDS、総合AMS、品目別AMSのそれぞれについて、具体的な削減方法が明示されたことである。これによって、当該分野で残された大きな課題は、OTDSの削減率、および米国の品目別AMSの削減基準と青の政策の上限設定とに絞られた。前者についても、問題となっているのは米国の国内支持実績との兼ね合いであり、同国がどこまで譲歩できるかが交渉の鍵を握っていたと言えよう。なお、今回の改訂では削減を求められない緑の政策についても附属書Bで言及されており、生産に関連しない収入支持、投資援助による構造調整援助および地域の援助にかかる施策による支払いに関して、①更新後の基準期間が相当な過去であり、更新が生産者に予測されない方法で実施されること、②更新と同時に支払い単価を引き上げないこと、③生産者への国内支持政策や価格支持に関する義務を迂回する効果を持たないこと、以上3つの条件の下に、基準期間の例外的な更新が容認されることとなった。

輸出競争の分野における前進は相対的に少ないように思われるが、今回の改訂では輸出信用における自己資金調達期間が4年と規定され、現物食料援助は原則として現金化が禁止されるといった変更が行われた。ただし後者は、後発開発途上国における国内輸送や配送、開発途上国の生産者に対する農業生産要

22 外務省「G8北海道洞爺湖サミット首脳宣言」2008年7月8日（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/toyako08/doc/doc080714_ka.html 2014年9月20日確認）

23 WTO “Revised draft modality for Agriculture,” TN/AG/W/4/Rev.3, 10 July 2008（http://www.wto.org/english/tratop_e/agric_e/agchairtxt_july08_e.pdf 2014年9月21日確認）

WT O 農業交渉 議長テキスト 3 訂版の概要 (2008年7月)

第 2 表

国内支持	輸出競争	市場アクセス	その他
<p>貿易歪曲的国内支持全体 (OTDS) の削減 階層方式に依り、次のように削減。 600億ドル超 : [75] [85] %削減 100億ドル超～600億ドル : [66] [73] %削減 100億ドル以下 : [50] [60] %削減 OTDS が農業総生産額の40%以上で中位階層に属する先進国は、最上位階層と中位階層の削減率の差の半分を、当初に1/3、残りは段階的に、追加的削減。 総合 AMS : 階層方式に依り、次のように削減。 400億ドル超 : 70%削減 150億ドル超～400億ドル : 60%削減 150億ドル以下 : 45%削減 総合 AMS が農業総生産額の40%以上の先進国は、中位階層に属する場合は最上位階層の削減率との差に相当する部分を追加的に削減。最上位階層に属する場合は中位階層の削減率との差の半分を追加的に削減。いずれも当初25%、残りは段階的に均等削減。</p>	<p>輸出補助金 (1) 先進国は、2010年末までに支出額を50%削減した上で、残りの輸出補助金を毎年均等に削減し、2013年末までに撤廃。 (2) 数量は、[UR 約束水準から毎年均等に削減] [当時の実行水準又は UR 約束水準から20%削減した水準のうち小さい方の] で実施期間中維持。 輸出信用 (1) 最長償還期間：180日 (種子及び繁殖家畜については例外) (2) 自己資金調達：4年の期間でブレミアムがすべての運営経費及び損失を補填。 輸出国家貿易 (1) 農業輸出国国家貿易に係る輸出補助金、政府融資、損失補填、独占権の使用]を撤廃。 (2) 独占権の使用が(1)の規律を迂回することがないよう確保。</p>	<p>階層方式：次のように関税を削減。 関税率 0%超～20%以下の階層：50%削減 関税率20%超～50%以下の階層：57%削減 関税率50%超～75%以下の階層：64%削減 関税率75%超の階層 : [(66) (73)] %削減 先進国の平均削減率 全品目の平均削減率が54%を下回った場合、増54%となるように、削減率を全品目で一定の割合を増加させる。 重要品目 重要品目の数：有税品目の[(4) (6)] %のタリフライオンを重要品目に指定することができる。ただし、最上位階層のタリフラインが30%以上ある加盟国、又は6桁で議許しているたるに重要品目の絶対数において不均衡な制約を受ける加盟国は、2%多くタリフラインを重要品目に指定することができる。 重要品目の取扱いは： ① 関税削減率は階層方式適用の場合と比べて2/3、1/2または1/3。 ② 関税割当 (TRQ) 拡大 (原則) 階層方式の1/3の関税削減率を適用した場合は国内消費量の[4] [6] %以上の拡大、1/2を適用した場合はその-0.5%以上、2/3を適用した場合はその-1%以上拡大。 (拡大調整) (i) より多くの重要品目を指定できる条項を適用した加盟国は、追加した2%の品目の TRQ 拡大幅を0.5%上乘せなければならない。 (ii) 重要品目については、タリフライン TRQ 拡大幅をさらに0.5%拡大する場合は、削減後の関税率が100%超が許容される。(追加した2%の品目を除く) (縮減調整) 国内消費量が国内消費量の10%以上ある場合、TRQ 拡大幅は0.5%を除外。輸入量が国内消費量の30%以上ある場合は1%を軽減。</p>	<p>輸出禁止・制限 食料品、飼料に ついては輸出禁止 又は制限は、実施 期間開始後1年以 内に撤廃。 新たな、輸出禁 止又は制限は、通 常12カ月以内とす る。ただし実施し たる国と影響を受け る輸入国との間で 合意があれば、18 カ月以内で認めら れる。 輸出禁止又は制 限を実施する加盟 国は、これを導入 または維持する理 由を通報しなければ ならない。</p>
<p>品目別 AMS の上限 1995～2000年の平均。ただし米国については、1995～2000年の品目別 AMS の平均を[1995～2004年]の品目別の実績で按分した値。直近2年の実績平均が上限を上回る場合、その平均又は上限の3割増しのいずれか小さい方から段階的に削減。 デミニミス 期首から少なくとも50%削減。必要であれば、貿易歪曲的国内支持の全体削減率の達成に必要なだけさらに削減。 青の政策 全体の上限：基準期間の農業総生産の平均の2.5%。この上限は実施期間の初めから適用。 米国以外の品目別上限：1995～2000年の実績の平均。 米国の品目別上限：青の政策全体の上限 (基準期間の農業総生産の平均の2.5%) を、法律で定められた品目別の最大支出額の比率で按分した値の[110] [120] %。</p>	<p>食料援助 (1) 一般的規律：① ニーズに対応したもの ② 完全に無償の形態 ③ 被援助国への商業的輸出に結びつけられない ④ 援助国による市場開拓目的との関連がない (2) 緊急食糧援助のためのセーフボックス (i) 被援助国又は国連事務総長に関する緊急事態宣言、又は (ii) 国連 WFP を含む関連の国連機関、国連統一アピール、赤十字国際委員会、国際赤十字、赤新月社連盟、並びに地域的・国際的政府間機関、これらの機関と協力して活動する非政府の人道的団体の緊急アピールがあり、かつ (iii) 上記の国家・機関のニーズ評価がある場合、緊急食糧援助は規則に即ったものと認められる。 (3) 非緊急事態における食料援助の規律 セーフボックスの範囲に入らない現物食糧援助：一般的規律に加え、(a) 上記諸機関のニーズ評価 (b) 特定の食糧不足の団体の必要性 (c) 商業上の代替の原則禁止が要件。 現物食糧援助の現金化：輸送および投入要素の調達のために除いて原則禁止。</p>	<p>国内消費量の算出方式：(両論併記) ① 品目全体の消費量を TRQ 拡大とす。 ② 重要品目に指定したタリフラインごとの消費量を TRQ 拡大のベースとし、個別タリフラインの消費量データがない場合は品目全体の消費量とタリフラインの輸入データを用いて推計する。 関税割当新設：[既存の TRQ 対象タリフライン以外は重要品目への指定不可] [既存の TRQ 対象タリフライン以外でも重要品目への指定可] その他の事項 特別セーフガード (SSG)：先進国の SSG については [廃止] [対象を全タリフラインの1.5%まで削減]。</p>	<p>輸出禁止・制限 食料品、飼料に ついては輸出禁止 又は制限は、実施 期間開始後1年以 内に撤廃。 新たな、輸出禁 止又は制限は、通 常12カ月以内とす る。ただし実施し たる国と影響を受け る輸入国との間で 合意があれば、18 カ月以内で認めら れる。 輸出禁止又は制 限を実施する加盟 国は、これを導入 または維持する理 由を通報しなければ ならない。</p>

注：網掛け部分は2007年7月の議長テキスト (第1表) からの変更点を、下線部分は2008年5月の議長テキスト再訂版 (2訂版) からの変更点を示す。出所：WTO 文書、農林水産省資料より筆者作成。

素の調達の場合は除外されており、援助食料の現金化が市場に与える影響の抑制と被援助国側のニーズとのバランスをとった解決が図られたと評価できよう。残された課題はいまだブラケット書きとなっている、輸出補助対象数量の均等削減か一定水準での維持か、輸出国貿易における独占権の使用を撤廃するか否かの2点であり、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ等、国家貿易企業を擁する農産物輸出国の決断が待たれるところであった。

もっとも多くの課題を抱える市場アクセス分野でも、相当程度の前進を確認することができる。関税削減の4階層方式では、関税率75%超の最上位階層を除く3階層の削減率が固まったほか、重要品目の取扱いについても、拡大調整措置において削減後の関税率が100%を超える場合の関税割当拡大幅として、国内消費量の0.5%上乗せとする数字が入り、縮減調整措置については枠外輸入量が国内消費量の10%以上の場合と30%以上の場合の2通りに分けられ明確化が図られている。また、オリジナル版にはなかった事項として、先進国の平均関税削減率が54%を下回った場合の追加措置、および重要品目の関税削減幅の選択肢として2分の1が、2008年2月の改訂版のとおり加わっている。かくして、さしあたりの論点としては、4階層方式における最上位階層の関税削減率、重要品目の数、重要品目に関する関税割当拡大の幅が、ブラケット書きで残されることとなった。これらは、食料輸入国から構成されるG10諸国のみならず、EUにとっても一定の妥協が求められる事項である。しかし、当該分野の課題は以上の諸点にとどまらない。重要品目に関する国内消費量の算出方法を品目全体とするかタリフラインごとにするか、関税割当の新設をめぐって既存の関税割当対象以外のタリフラインを重要品目として認めるか、先進国の特別セーフガードを廃止するか等については、両論併記の文案にとどまっており、その決定は加盟国間の交渉に委ねられた形となっていた。

さらに市場アクセス分野では、2007年7月のオリジナル版には記述がなかったり「明確なテキストにするには十分に成熟して」いなかったりした事項についても言及されており、ここに多くの困難が存在していた(第3表)。タリフエスカレーションでは、リストの提示、関税削減率の上乗せ、重要品目の除外という形で、新たな規律がほぼ整えられた。また、関税割当が未消化となった場合の運用についても、今回の改訂によって3段階方式の対応策が打ち出された。しかし、関税簡素化において原則的にすべての関税を従価税とするか否か、および関税割当における枠内税率の削減後の水準をどうするかについては、ブラケット書きで未確定の文案のまま残されている。

しかしながら最大の課題は、開発途上国のS&Dであったと考えられる。まず特別品目(SP)にかんする規定では、タリフラインの数、関税削減ゼロを

市場アクセス	開発途上国の特別かつ異なる取扱い (S&D)
<p>その他の事項</p> <p>タリフエスカレーション</p> <p>① 対象品目リストを提示する。</p> <p>② 追加的な関税削減として、最上階層以外の階層に属する場合は、1段階上の階層の削減率を適用。最上階層に属する場合は、6%増しの削減率を適用する。</p> <p>③ 重要品目は対象外。</p> <p>関税簡素化</p> <p>① 「譲許された品目すべての関税を、合意済みの換算方式により、単純な従価税とする。」</p> <p>② 高度に複雑な関税は、合意済みの換算方式により、従価税化または従量税化する。</p> <p>関税割当</p> <p>一般品目、重要品目にかかわらず、枠内税率の削減後の税率は、(i) [50-70] %の削減率で削減した税率、(ii) [0-15] %の、いずれか低い方まで削減する。</p> <p>なお、現行税率が5%以下の場合に限り、実施期間1年目の終わりにまでに撤廃する。</p> <p>関税割当運用</p> <p>未消化の関税割当に関する再配分メカニズムは、以下の3段階のプロセスとする。</p> <p><第1段階></p> <p>消化率が最低値(65%)を下回る場合に本メカニズムの監視下に置かれ、輸入国は未消化が運用以外の市場要因等によるものであったかどうか関心国と協議する。</p> <p><第2段階></p> <p>消化率が2年連続で最低値を下回る場合は、輸入国は消化率向上のための措置を実施する。</p> <p><第3段階></p> <p>①消化率が3年連続で最低値を下回り、かつ②いずれの年でも8%(消化率が40%未満の場合は12%)の消化率向上が見られず、かつ③関心国との間の協議で結論が出ず、かつ④関心国が求める場合には、輸入国は</p> <p>(i) 先着順方式 または</p> <p>(ii) 自動ライセンシス発給方式 のいずれかを導入する。</p>	<p>特別品目 (SP)</p> <p>① 特別品目の数は、対象タリフラインの [10-18] %</p> <p>② [タリフライン数の6%は関税削減なし] [関税なしのタリフライン数はゼロ]</p> <p>③ 特別品目全体の平均削減率は [10-14] %</p> <p>開発途上国向け特別セーフガード (SSM)</p> <p>① 発動しうる対象品目は限定しない。</p> <p>② 発動基準と追加関税については、数量ベースでは基準輸入量(過去3年平均)の超過に応じて3段階の追加関税を適用。価格ベースでは、基準価格(過去3年間の月間平均輸入価格の85%)を下回る貨物に対して一定の追加関税を適用する。</p> <p>③ 一定の制限の下で、追加関税込みの税率がUR 譲許水準を超過することが容認される。この制限は、LDC、小規模経済国、その他の開発途上国の順に厳しくなる。</p> <p>熱帯産品</p> <p>① 対象品目として、熱帯産品生産諸国の提案リストとUR 例示リストを併記。</p> <p>② 取扱いについては、以下の両論を併記。</p> <p>(a) 税率25%以下の品目は関税撤廃。25%超の品目は85%削減。熱帯産品は重要品目に指定できない。</p> <p>(b) 税率10%以上の品目は最上階層の削減率(最上階層の品目は、タリフエスカレーションによる追加削減の2%増)を適用する。10%未満の品目は関税撤廃。</p> <p>特惠侵食</p> <p>取扱いについて、以下の両論を併記。</p> <p>(a) 対象品目の関税削減は10年間見合わせ、その後5年間で実施する。</p> <p>(b) 対象品目のうち、特惠享受国の現行譲許税率が10%超、かつ享受国から一年以上の輸出がある等の条件を満たす品目について、特惠供与国は開発途上国の実施期間より2年長い期間で関税削減。</p> <p>ただし、タリフエスカレーション、熱帯産品の対象と重複する場合は、特定品目を除き、それらの取扱いを優先。</p>

注：下線部は2008年5月の議長テキスト再改訂版(2訂版)からの変更点を示す。
出所：WTO 文書、農林水産省資料より筆者作成。

認めるか否か、特別品目全体の平均削減率のいずれもブラケット書きで、具体的数値は固まっていない。開発途上国向け SSM は、今回の改訂で一通りの文案が整えられたが、第3表には書き込めなかった技術的細部でブラケット書き部分が残っていることに加えて、それ以外の部分も開発途上国全体の合意が形成されたとは言い難い情勢にあった。また、熱帯産品および麻薬代替品と特惠浸食についても、テキストは両論併記の状態にとどまっている。要するに、市場アクセスにおける開発途上国の S&D については、ようやくテキスト化する段階にたどりついたのが実態であり、決断はそのままハイレベルの判断に任されるという、危ない橋を渡る交渉が要請されることとなった。

7月21日から30日まで、非公式貿易交渉委員会が日曜日を除いて連日開かれ、並行して非公式全体閣僚会合（グリーンルーム会合）も断続的に開催された。21日と22日の閣僚会合において、農業と NAMA の各分野に関する各国の基本的態度が表明された後、23日の非公式貿易交渉委員会では、各国および加盟国グループからの情勢報告があった。これを踏まえ、議論の流れは少数国（G7：米国、EU、日本、オーストラリア、インド、中国、ブラジル）閣僚会合に委ねられ、同日夕刻から深夜にかけてラミー事務局長が交渉課題となる数値について一定のレンジ（範囲）を示し、翌24日の会合では提示されたレンジについて議論が行われた。その結果を受けてラミー事務局長が作成した調停案は、25日の G7閣僚会合に、次いで同日夕刻のグリーンルーム会合に提出され、翌26日の非公式貿易交渉委員会で正式に配布された。

ラミー事務局長調停案のうち、農業分野に関する内容は以下のとおりである²⁴。国内支持分野では、OTDS の全体的削減を EU（最上位階層）については80%、米国（中位階層）については70%とした。これらは、議長テキスト3訂版（第2表）におけるブラケット部分の中間値をとったものである。市場アクセス分野では、唯一未確定であった関税率75%超の最上位階層について、削減率を70%とした。これもブラケット部分の中間値である。重要品目数に関しては、タリフライン数の4%＋代償措置がある場合の2%とし、範囲を狭くとする数値を選択した。その代わり、代償措置として階層方式の3分の1の関税削減率を適用した場合の関税割当拡大幅は国内消費量の4%と規律が緩い方の数値を選択しており、両者のバランスをとっている。また拡大調整措置については、代償支払いを条件に関税割当後の削減率が100%を超えても認められる品目数を、重要品目およびタリフライン数の1%の品目までとしている。議長テキストオリジナル版（第1表）の5%に比べるとかなり絞り込まれており、品

24 農林水産省「ラミー事務局長案の概要」2008年7月（http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w_02_schedule/pdf/h200721_lamy.pdf 2014年9月25日確認）

目数に厳しい制限を加えることで規律の維持を図っている。なお先進国向け特別セーフガード（SSG）では、対象をタリフライン数の1%に制限した上、最大7年間で撤廃することとしており、これも議長テキスト3訂版における、廃止か1.5%までかという選択肢の中間をとったと解釈できる。しかし、先進国の特別セーフガードが将来的に廃止されるという内容は、食料輸入国にとって厳しい案と言わざるを得ない。

市場アクセスのうち、開発途上国のS&Dについても踏み込んだ調停案が示され、特別品目（SP）の数は対象タリフラインの12%、SP全体の平均関税削減率は11%とされた。いずれも議長テキスト3訂版（第3表）で示された幅の範囲内で低めの数値であり、前者はより規律が厳しく、後者は緩く設定されており、ここでも事務局長のバランス感覚が察せられる。関税削減なしのタリフライン数は5%と、3訂版における幅の範囲内で多めの数値が選択された。問題は開発途上国向けSSMであり、調停案は、追加関税込みの関税率がURにおける譲許水準を超えることが認められるトリガーを当該年の輸入量が直近3年間の平均の40%を超える場合とし、かつ実際に価格低下が認められる場合に限り、タリフライン数の2.5%という上限を設定した。また、その場合の関税率水準を、現行譲許税率の15%相当または15%ポイントのいずれか大きい方とした。以上の規定は、議長テキスト3訂版における制限の内容を簡素化したものであったが、開発途上諸国にとって満足いく内容とは言い難かった。とくにインドは厳しいSSM発動要件の設定に強く反発し、開発途上国自身の判断で実施できる規律を求めている。

週が明けて、7月28日と29日には再度G7会合が開催され、開発途上国向けSSMについて集中的な議論が行われている。28日の会合は正午から実に14時間に及ぶ長丁場となり、休憩時間には米国のシュワブ通商代表が「25日には7カ国のうち6カ国が譲歩する姿勢を見せ、残りは1カ国だけだった。ところが今、もう1つの国が後ろ向きの姿勢を見せた。交渉は危機に直面している」²⁵⁾と述べている。前者はインド、後者は中国を指すとみられるが、対立の兆候はすでに同日午前のグリーンルーム会合で浮上していた。米国は、インドとともに中国を「綿花と砂糖、米で関税を全く削減しない意向」として名指しで批判し、NAMAに関しても開発途上国の工業部門（中国やインドの化学製品や工作機械等）で産業分野別の関税撤廃が進むよう、調停案の変更を求めた。これに対して中国が反発、米国の国内農業支持に言及し、調停案の上限が同国の実績に対してなお高いことを指摘して、OTDSのさらなる削減を要求した。28日・

25 「中印が農業防衛 緊急措置で米と衝突」『日本農業新聞』2008年7月30日

29日の両日にわたった G7会合では、開発途上国向け SSM のトリガーを輸入が 15%増加した場合へと大幅に引き下げる、インドの主張を踏まえた調停案の修正提案を米国が拒否し²⁶⁾、交渉は決裂に向けて大きく舵を切った。

7月30日には公式貿易交渉委員会が開かれ、ラミー事務局長は農業、NAM A、および他の分野で得られた前進を維持すべきとして「これは WTO 全加盟国によって交渉に費やされた膨大な時間と真摯な政治的投資を反映するものであり、無駄にされてはならない」と述べた²⁷⁾。各国は共通して交渉の継続に言及したものの、それぞれの関心事項や、一括受諾を断念するアーリーハーベスト方式の提案、交渉体制に対する懸念など、さまざまな事項に関する発言が続き、もはや合意形成に失敗したことは明らかであった。

8月11日、ファルコナー農業交渉議長は、貿易交渉委員会へ報告書を提出した²⁸⁾。今次会合の成果について議長は、全体的な作業の結果「大変多くの…論点について、結論を得るための確かな基礎ができた」と肯定的に捉えつつも、「明白な事実として、ある論点において決定的な意見の相違があり、その他の極めて重要な論点は取り扱われることすらなかった」と、対立のひとつの焦点となった途上国向け SSM を含めて、議論が尽くされていない部分が残っていることを認める。そして交渉の現状評価として、今次会合では「特殊な状況」が存在していたと述べた上で、「その特殊な状況というのは、その時点で加盟国が真に大詰めであると認識していたというものである。これにより、加盟国は、通常では望ましくない選択肢でも受け入れる覚悟ができていた。これに該当する心理状態がつい最近の時点で存在していたのだ。今日現在ではその存在はひいき目に見ても疑わしくなっている」と続け、交渉妥結に向けた機運の後退を冷静に記している。

6. その後の DDA と交渉の意義

2008年9月以降、DDA の交渉過程は大幅な後退を余儀なくされ、目立った進捗がほとんどみられなくなる。10月1日に非公式農業会合が開催され、ファルコナー議長は WTO の場を離れて各国と個別会談を重ねる意向を示したが、

26 「貿易自由化に冷や水 WTO 閣僚会合決裂」『日本経済新聞』2008年7月30日「WTO 交渉決裂、インドがアメリカを非難」『インターナショナルビジネスタイムズ』2008年8月2日 (<http://jp.ibtimes.com/article/biznews/080802/21935.html> 2008年10月17日確認)

27 WTO “Day 10: Capture progress and continue work, members say” (http://www.wto.org/english/news_e/news08_e/meet08_summary_30july_e.htm 2014年9月25日確認)

28 WTO “Report to The Trade Negotiations Committee by the Chairman of the Special Session of the Committee on Agriculture, Ambassador Crawford Falconer,” JOB(08)/ 95, 11 August 2008 (http://www.wto.org/english/tratop_e/agric_e/ chair_texts_11aug08_e.pdf 2014年9月25日確認)

議論は有益だったものの各国の姿勢には変化がなかったことが15日に報告され、とくに関税割当新設、関税簡素化、緑の政策、特別品目、開発途上国向け SSM、綿花の6項目について細部にわたる言及があった²⁹⁾。11月14・15の両日には、世界金融危機に対応するために金融・世界経済に関する G20首脳会合が開催され、首脳声明では「WTO のドーハ開発アジェンダを成功裏に妥結に導くモダリティについて本年合意に至るよう努力する」³⁰⁾ 旨が言及された。しかし農業非公式会合では、同月17日に議長が各国に対して姿勢を変えるよう促すも事態は動かず、21日には「意味のある新しい柔軟な姿勢は現れていない」と評されている³¹⁾。議長は28日の会合において、一定の前進があったとしながらも、モダリティの改訂作業をめぐって「加盟国が12月に交渉の結論を出そうとするのでなければ、いくつかの項目について試案を含める機は熟していない」と述べた³²⁾。

12月13日から15日に予定されていた WTO 閣僚会合を視野に入れ、12月6日には農業交渉議長テキストの再度の改訂版(4訂版)が発出された³³⁾。今回のテキストでは若干のブラケットがさらに外されているものの、基本的には3訂版をラミー調停案によって修正した範囲の内容にとどまっている。加えて、合意形成に至っていない重要品目、関税割当拡大調整における代償措置(削減後の関税率100%超が許容される場合)、関税割当新設、開発途上国向け SSM についての作業文書が別紙で添付されており、当時における各国の姿勢を反映する反面、モダリティ案としての完成度は後退したと言わざるを得ない。したがって4訂版の位置づけは、あくまでも政治的議論のプラットフォームにとどまるものであった³⁴⁾。ラミー事務局長が12月の WTO 閣僚会議の延期を発表したの

29 WTO “Farm talks resume with ‘walks in the woods,’” (http://www.wto.org/english/news_e/news08_e/agric_1oct08_e.htm 2014年9月20日確認), WTO “No concrete progress yet, but discussions are useful, farm talk’s chair reports,’” (http://www.wto.org/english/news_e/news08_e/agric_15oct08_e.htm 2014年9月20日確認)

30 農林水産省「金融・世界経済に関する首脳会合 首脳声明(仮訳より抜粋)」2008年11月 (http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w_02_schedule/pdf/1115kinyu.pdf 2014年9月26日確認)

31 WTO “Chair presses farm talks negotiators to move urgently,’” (http://www.wto.org/english/news_e/news08_e/agric_17nov08_e.htm 2014年9月20日確認), WTO “Farm talks’ chair still waiting for movement,” (http://www.wto.org/english/news_e/news08_e/agric_21nov08_e.htm 2014年9月20日確認)

32 WTO “Farm talks’ chair sees some advance, will consult on next steps,” (http://www.wto.org/english/news_e/news08_e/agric_28nov08_e.htm 2014年9月20日確認)

33 WTO “Revised draft modalities for Agriculture,” TN/AG/W/4/Rev.4, 6 December 2008 (http://www.wto.org/english/tratop_e/agric_e/agchairtxt_dec08_a_e.pdf 2014年9月26日確認)

34 農林水産省「農業交渉議長テキスト等について」2008年12月 (http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w_02_schedule/pdf/h201206_text.pdf 2014年9月26日確認)

は12月8日、テキスト発出のわずか2日後のことであった。

2009年4月、ニュージーランド出身のウォーカーが農業交渉議長に着任し、ラミー事務局長は5月のWTO一般理事会で、DDAにおける技術的作業と関係国間協議の並行的推進を提案する一方で、同年12月に開かれる次回のWTO閣僚会議はDDAと切り離される旨の発言を行った。G8サミット首脳宣言においては、毎年のようにDDAの妥結や「ドーハでの前向きな成果」について言及が続けられたが、2013年6月のロックアーン・サミット首脳宣言ではWTOの中心的な役割に対する支持を再確認したものの、DDAに関する直接的な言及が姿を消した。同年12月のWTOバリ閣僚会合では、ついに一括受諾を断念し、貿易円滑化協定、農業、開発の3分野をセットにした「バリ合意」が成立するに至った³⁵⁾。これは一般にDDAの部分合意と解釈されているが、農業分野の内容は、食糧安全保障目的の公的備蓄に関する閣僚決定、関税割当の運用に関する了解（閣僚決定）、輸出競争に関する閣僚宣言から構成されるに過ぎず、内容がきわめて限定的なだけではなく、そもそも国際協定としての体裁が整っている文書ではなかった。唯一、国際協定として実効性を有する貿易円滑化協定は、2014年7月末までに条文を採択することとされていた。しかし、暫定的に容認されていた開発途上国の食糧安全保障向け貿易歪曲的国内支持を恒久措置とするよう求めるインドの反対により、7月上旬の準備委員会では意見がまとまらなかった。結局24日から25日に開かれたWTO一般理事会でも採択に失敗し、貿易円滑化は暗礁に乗り上げた³⁶⁾。

DDA 農業交渉では、2007年7月以来3回にわたるファルコナー議長テキストの改訂作業を経て、農業3分野に関する主要論点についてほぼモダリティ案が固まり、わずかに残された論点が政治的決断に委ねられた。他方、開発途上国のS&Dに関しては、2008年7月に発出された議長テキスト3訂版においてもブラケット書きの未確定部分や両論併記の論点が相当程度残されており、議論の収斂までは一定の距離があった。2008年7月のWTO閣僚会合では、これらの論点を一気に解決するべく交渉過程でラミー事務局長の調停案が提示され、合意形成の機運が高まったが、途上国向けSSM発動のより大きな柔軟性や米国によるOTDSのいっそうの削減を求めるインドや中国と、新興国に対して

35 外務省「第9回WTO閣僚会議（概要と評価）」2013年12月11日（http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page22_000822.html 2014年9月27日確認）

36 「WTO、貿易円滑化協定を採択できず インドが反対」『日本経済新聞』（電子版）2014年8月1日（http://www.nikkei.com/article/DGXLASGM01H08_R00C14A8EAF000/ 2014年9月27日確認）

工業製品市場のさらなる自由化を求める米国との対立によって閣僚会合は決裂、2008年末までの DDA 妥結は不可能となり、最終合意の可能性はいっそう遠のいた。

閣僚会議決裂の直接的契機が米国とインド・中国の対立にあったことには議論の余地がないが、仮に合意形成が可能であったとしても、その後の交渉が難航したであろうことは容易に推察される。その際、最大の焦点となるのは開発途上国の S&D であり、2008年7月の閣僚会合で紛糾した途上国向け SSM 以外にも、熱帯産品や特惠浸食等の事項について、最終的なモダリティ案の作成には多くの困難が横たわっていたに相違ないことは、もはや本稿の分析から明らかである。こうした状況に陥った遠因を探ると、つきつめれば今次交渉を「ドーハ開発アジェンダ」として開始した時点にまでさかのぼることになる。WTO 体制の基本線は、経済グローバル化を前提とした自由・多国・無差別な貿易の拡大と促進と考えられるが、各国の利害対立の場である現実の交渉現場に開発の論理が持ち込まれたことによって、統一的ルールによって貿易を律しようとする WTO の理念とは異質の要素を抱え込んだまま DDA は走り出し、そして躓いたのであった³⁷⁾。その背景に、WTO に加盟する開発途上国の劇的な増加と、ブラジル、中国、インドなどのいわゆる新興国の経済力拡大とが存在していたことは、言を俟たない。

本稿で分析してきた農業交渉にみられる貿易交渉の後退が、WTO の存在感を低下させるとしても、国際機関としての WTO は紛争解決機能や貿易政策検討制度などの重要な役割を担いつづけるであろう。しかし、国際貿易交渉の場としての WTO は、いまだに「DDA の亡霊」を払拭できないまま、もがき続けている。

37 千葉典「WTO 交渉で発言力を高める発展途上国」『農業と経済』74巻14号、2008年12月、48～57頁